

市内保育園・幼保連携型認定こども園
保護者様

野々市市健康福祉部
子育て支援課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策にかかる保育園・
認定こども園の対応について(令和2年5月14日時点)

野々市市内の保育園・認定こども園では引き続き、登園の自粛の願いをしながら開園しております。

今後も安全な保育運営に努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎「育児休業からの復帰期限」と「求職活動の勤務証明書提出期限」を特例として
延長します

市内の保育園・認定こども園につきましては、就労等により保育の必要な方が利用できるよう開園しているところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入園に関する所定の要件が一時的に満たせなくなることが想定されます。

そのため、次のとおり、「育児休業中の方」及び「求職活動中の方」の継続利用について、一時的に要件の緩和を行います。

育児休業からの 復帰期限	育児休業中で申し込んだ場合、復職の期限を下記の期限まで延長します。 4月、5月、6月入園の方は、令和2年8月1日までに復帰期限を延長 <u>※就労証明書は就労開始後2週間以内にご提出ください。</u>
求職活動の就労 証明書提出期限	求職要件における認定期間は原則90日ですが、緊急事態宣言が全国に拡大され外出自粛要請が出ていることを考慮し、登園自粛期間終了後の翌月から3カ月間とします。その場合、再度申立書の提出が必要となります。 (例…登園自粛期間が5月31日までの場合9月1日までの就労開始が条件) <u>※就労証明書は就労開始後2週間以内にご提出ください。</u>

注意事項

※在籍扱いとすることで、利用者負担額(保育料)についてはご負担いただくこととなります。

※今後の状況により、上記の取り扱いをさらに延長する場合があります。

【問い合わせ先】野々市市 健康福祉部 子育て支援課
保育係 電話 076-227-6076